

安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる 雇用環境の整備に取り組む企業調査(令和8年度)

○企業情報

企業名称											
本社所在地	〒 ー										
市内事業所所在地	〒 ー 熊本市										
電話番号						FAX番号					
メールアドレス											
担当者氏名						担当部署					
常用雇用者数(総数)	男性		女性		合計		人	熊本市外の事業所を含む企業全体の常用雇用者数			
うち市内の常用雇用者数	男性		女性		合計		人	熊本市の事業所の常用雇用者数			

常用雇用者とは、
① 期間の定めなく雇用されている者
② 過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者、または、雇入れの時から1年以上引き続き雇用されていると見込まれる者(一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であって、その雇用期間が反復更新されて事実上①と同等に認められる者(ただし派遣社員を除く))

I 育児・介護休業法や労働基準法など法定制度の運用状況について

問1～問15は、共通の質問内容となっております。貴社(事業所)の雇用環境に関する質問について、各質問内容の「1. あり」「2. なし」「3. わからない」から当てはまる選択肢番号を選び、○をつけてください。
制度等の規定についての項目は、法定で定める条件等を下回る場合には、「なし」と回答してください。

1 育児休業について【育児・介護休業法第2条 他】

項目	回答欄			回答点数	備考
制度等の規定	あり	なし	わからない		子を養育するためにする休業について就業規則等に規定されているか。 ※就業規則等をご提出ください。
	2点	0点	0点		
女性実績	あり	なし	わからない		2024年4月1日から2026年3月31日の期間に子を出生した女性労働者であって、2025年4月1日から2026年3月31日までの間に育児休業を取得しているか。(日数は問わない)
	4点	1点	0点		
男性実績	あり	なし	わからない		2024年4月1日から2026年3月31日の期間に配偶者が子を出生した男性労働者であって、2025年4月1日から2026年3月31日までの間に育児休業を取得しているか。(日数は問わない)
	4点	1点	0点		
期間延長 年齢拡大	あり	なし	わからない		対象の子の年齢が法定(原則として1歳に満たない(保育所に入所できない等、期限を超えて雇用の継続のために休業が特に必要と認められる場合には最大2歳までの子))を超えて規定されている場合等。
	1点	0点	0点		
有給制度	あり	なし	わからない		雇用保険の被保険者である場合に支給される育児休業給付金(給与の67%(育児休業の開始から6か月経過後は50%))及び出生後休業支援給付金(給与の13%(最大28日間))に上乗せして支給している場合や期間を延長して支給している場合等。
	1点	0点	0点		

2 出生時育児休業(産後パパ育休)について【育児・介護休業法第9条の2 他】

項目	回答欄			回答	点数	備考
制度等の規定	あり	なし	わからない			産後休業をしていない男女労働者に対する、出生後8週間以内の子を養育するための休業について就業規則等に規定されているか。 ※就業規則等をご提出ください。
	2点	0点	0点			
女性実績	あり	なし	わからない			2025年4月1日から2026年3月31日の期間に出生時育児休業を取得しているか。(日数は問わない)
	4点	1点	0点			
男性実績	あり	なし	わからない			2025年4月1日から2026年3月31日の期間に出生時育児休業を取得しているか。(日数は問わない)
	4点	1点	0点			
期間延長 年齢拡大	あり	なし	わからない			対象の子の月齢が法定(出生後8週間以内)を超えて規定されている場合等。
	1点	0点	0点			
有給制度	あり	なし	わからない			雇用保険の被保険者である場合に支給される育児休業給付金(給与の67%)及び出生後休業支援給付金(給与の13%(最大28日間))に上乗せして支給している場合や期間を延長して支給している場合等。
	1点	0点	0点			

3 育児時間【労働基準法第67条】

項目	回答欄			回答	点数	備考
制度等の規定	あり	なし	わからない			労働基準法第34条の休憩時間のほかに、子を育てるための(休憩)時間について就業規則等で規定しているか。 ※就業規則等をご提出ください。
	2点	0点	0点			
女性実績	あり	なし	わからない			2025年4月1日から2026年3月31日の期間に育児時間を取得しているか。
	4点	1点	0点			
期間延長 年齢拡大	あり	なし	わからない			対象の子の年齢が法定(1歳に満たない子)を超えて規定されている場合や時間・回数が法定(1日2回各々少なくとも30分)を超えて規定されている場合等。
	1点	0点	0点			
有給制度	あり	なし	わからない			有給としている場合。
	1点	0点	0点			

4 育児短時間【育児・介護休業法第23条第1項】

項目	回答欄			回答	点数	備考
制度等の規定	あり	なし	わからない			子を養育する労働者が希望すれば利用できる、所定労働時間を短縮することにより当該労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための制度について就業規則等に規定しているか。 ※就業規則等をご提出ください。
	2点	0点	0点			
女性実績	あり	なし	わからない			2025年4月1日から2026年3月31日の期間に女性労働者が育児短時間を取得しているか。
	2点	1点	0点			
男性実績	あり	なし	わからない			2025年4月1日から2026年3月31日の期間に男性労働者が育児短時間を取得しているか。
	2点	1点	0点			
期間延長 年齢拡大	あり	なし	わからない			対象の子の年齢が法定(3歳に満たない子)を超えて規定されている場合等。
	1点	0点	0点			
有給制度	あり	なし	わからない			有給としている場合。
	1点	0点	0点			

5 在宅勤務等の措置、始業時刻変更等の措置【育児・介護休業法第23条第2項】

項目	回答欄			回答	点数	備考
制度等の規定	あり	なし	わからない			育児短時間勤務制度の適用除外とされた労働者が代替措置として受けられるフレックスタイムや時差出勤制度、保育施設の設置運営、テレワーク等について就業規則等に規定されているか。 ※就業規則等をご提出ください。
	2点	0点	0点			
女性実績	あり	なし	わからない			育児短時間勤務制度の適用除外とされた女性労働者が代替措置として2025年4月1日から2026年3月31日の期間に始業時刻変更等の措置を取得しているか。
	2点	1点	0点			
男性実績	あり	なし	わからない			育児短時間勤務制度の適用除外とされた男性労働者が代替措置として2025年4月1日から2026年3月31日の期間に始業時刻変更等の措置を取得しているか。
	2点	1点	0点			
期間延長 年齢拡大	あり	なし	わからない			対象の子の年齢が法定(3歳に満たない子)を超えて規定されている場合等。
	1点	0点	0点			

6 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置【育児・介護休業法第23条の3第1項】

項目	回答欄			回答	点数	備考
制度等の規定	あり	なし	わからない			3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者が柔軟な働き方を実現することができるように、始業時刻の変更、テレワークなど法規定の項目から2以上の制度を選択して就業規則等に規定されているか。 ※就業規則等をご提出ください。
	2点	0点	0点			
女性実績	あり	なし	わからない			2025年4月1日から2026年3月31日の期間に女性労働者が事業者が措置した制度を取得しているか。
	2点	1点	0点			
男性実績	あり	なし	わからない			2025年4月1日から2026年3月31日の期間に男性労働者が事業者が措置した制度を取得しているか。
	2点	1点	0点			
期間延長 年齢拡大	あり	なし	わからない			対象の子の年齢が法定(3歳以上の小学校就学前の子)を超えて規定されている場合等。
	1点	0点	0点			

7 子の看護等休暇【育児・介護休業法第16条の2 他】

項目	回答欄			回答	点数	備考
制度等の規定	あり	なし	わからない			子を養育する労働者が、負傷・疾病、予防接種、感染症による学級閉鎖等に伴う子の世話や、子の入学式等に参加するために取得することができる休暇について就業規則等に規定されているか。 ※就業規則等をご提出ください。
	2点	0点	0点			
女性実績	あり	なし	わからない			2025年4月1日から2026年3月31日の期間に女性労働者が子の看護休暇を取得しているか。
	4点	1点	0点			
男性実績	あり	なし	わからない			2025年4月1日から2026年3月31日の期間に男性労働者が子の看護休暇を取得しているか。
	4点	1点	0点			
期間延長 年齢拡大	あり	なし	わからない			対象の子の年齢が法定(小学校3年生修了までの子)を超えて規定されている場合や日数が法定(1年度において5日(養育する対象の子が2人以上の場合にあつては10日))を超えて規定されている場合等。
	1点	0点	0点			
有給制度	あり	なし	わからない			有給としている場合。
	1点	0点	0点			

8 ①育児のための所定時間外労働の制限 ②時間外労働の制限 ③深夜業の制限 【育児・介護休業法第16条の8、第17条、第19条】						
項目	回答欄			回答	点数	備考
制度等の規定	あり	なし	わからない			子を養育する労働者について、①所定労働時間を超える労働を制限する制度②時間外労働を制限する制度③深夜の時間の労働を制限のいずれかの制度について就業規則等に規定されているか。 ※就業規則等をご提出ください。
	2点	0点	0点			
女性実績	あり	なし	わからない			2025年4月1日から2026年3月31日の期間に女性労働者が①から③のいずれかの制度を取得しているか。
	2点	1点	0点			
男性実績	あり	なし	わからない			2025年4月1日から2026年3月31日の期間に男性労働者が①から③のいずれかの制度を取得しているか。
	2点	1点	0点			
期間延長 年齢拡大	あり	なし	わからない			対象の子の年齢が法定(小学校就学の始期に達するまでの子)を超えて規定されている場合等。
	1点	0点	0点			

9 産前・産後休業【労働基準法第65条】						
項目	回答欄			回答点数		備考
制度等の規定	あり	なし	わからない			女性労働者が出産の前後で取得することのできる休業制度について就業規則等に規定されているか。 ※就業規則等をご提出ください。
	2点	0点	0点			
女性実績 (産前休業)	あり	なし	わからない			2025年4月1日から2026年3月31日の期間に女性労働者が出産前休業を取得しているか。
	2点	1点	0点			
女性実績 (産後休業)	あり	なし	わからない			2025年4月1日から2026年3月31日の期間に女性労働者が出産後休業を取得しているか。
	2点	1点	0点			
期間延長 年齢拡大	あり	なし	わからない			産前・産後の期間が法定(産前:出産予定日を基準として6週間(多胎妊娠の場合は14週)以内、産後:出産日から起算して8週間)を超えて規定している場合等。
	1点	0点	0点			
有給制度	あり	なし	わからない			被保険者である場合に、支給される出産手当金(出産日(又は出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日の翌日以降56日までの間、給与の3分の2を支給)に上乗せして支給している場合や期間を延長して支給している場合等
	1点	0点	0点			

10 保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保【男女雇用機会均等法第12条】						
項目	回答欄			回答点数		備考
制度等の規定	あり	なし	わからない			女性労働者が妊娠週数の区分に応じて保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければならない制度について就業規則等に規定されているか。 ※就業規則等をご提出ください。
	2点	0点	0点			
女性実績	あり	なし	わからない			2025年4月1日から2026年3月31日の期間に女性労働者が保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければならない制度を取得しているか。
	2点	1点	0点			
期間延長 年齢拡大	あり	なし	わからない			妊娠週数の区分に応じた回数が法定(妊娠23週まで4週に1回、妊娠24週から35週まで2週に1回、妊娠36週から出産まで1週に1回)を超えて規定している場合等。
	1点	0点	0点			
有給制度	あり	なし	わからない			有給としている場合。
	1点	0点	0点			

11 指導事項を守ることができるようにするための措置について【男女雇用機会均等法第13条】

項目	回答欄			回答	点数	備考
制度等の規定	あり	なし	わからない			女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく医師等による指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない制度について就業規則等に規定されているか。 ※就業規則等をご提出ください。
	2点	0点	0点			
女性実績	あり	なし	わからない			2025年4月1日から2026年3月31日の期間に女性労働者が指導事項を守ることができるようにするための措置を取得しているか。
	2点	1点	0点			
有給制度	あり	なし	わからない			有給としている場合。
	1点	0点	0点			

12 妊婦の軽易業務転換【労働基準法第65条第3項】

項目	回答欄			回答	点数	備考
制度等の規定	あり	なし	わからない			妊娠中の女性労働者が簡易な業務に転換できる制度について就業規則等に規定されているか。 ※就業規則等をご提出ください。
	2点	0点	0点			
女性実績	あり	なし	わからない			2025年4月1日から2026年3月31日の期間に女性労働者が妊婦の軽易業務転換できる制度を取得しているか。
	2点	1点	0点			

13 ①.妊産婦の危険有害業務の制限【労働基準法第64条の3】

②.変形労働時間制の制限【労働基準法第66条第1項】 ③.時間外労働等の制限【労働基準法第66条第2、3項】

項目	回答欄			回答	点数	備考
制度等の規定	あり	なし	わからない			妊産婦が①重量物を取り扱う業務、有毒ガスを発散する場所における業務等に就かせることができない制度②変形労働制を採用していても、法定労働時間を超えて労働させてはならない制度③時間外・休日労働、深夜業をさせてはならない制度について就業規則等に規定されているか。 ※就業規則等をご提出ください。
	2点	0点	0点			
女性実績	あり	なし	わからない			2025年4月1日から2026年3月31日の期間に女性労働者が①から③のいずれかの制度を取得しているか。
	2点	1点	0点			

14 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止措置【男女雇用機会均等法第11条の3及び育児・介護休業法第25条】

項目	回答欄			得点	点数	備考
制度等の規定	あり	なし	わからない			妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの内容や厳正な対処方針等について、就業規則等に規定されているか。 ※就業規則等をご提出ください。
	2点	0点	0点			
相談窓口の設置及び周知	あり	なし	わからない			妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについて、相談窓口を設置し、周知を行っているか。
	2点	0点	0点			

15 妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等【育児・介護休業法第21条第1項 他】

項目	回答欄			得点	点数	備考
個別周知・意向確認の実施状況	あり	なし	わからない			妊娠・出産等の申出があった場合に、労働者に対し ① 育児休業・産後パパ育休に関する制度（則第69条の3第1項第1号） ② 育児休業・産後パパ育休の申出先（則第69条の3第1項第2号） ③ 雇用保険法第61条の6第1項に規定する育児休業給付に関すること（則第69条の3第1項第3号） ④ 労働者が育児休業期間・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取扱い（則第69条の3第1項第4号） の個別周知を実施しているか。また、育児休業等の取得に関する意向確認を実施しているか。実施している場合、具体的な実施方法（面談、書面、FAX、電子メール等）について記載すること。 ※個別周知・意向確認した文書がある場合は、写し等を提出すること。
	2点	0点	0点			
	具体的な実施方法					
意向聴取・配慮	あり	なし	わからない			以下について、どのような対応を行ったかについて具体的に記載すること。 【個別の意向の聴取】 子や家庭の状況により、両立が困難となる場合もあるため、労働者の離職を防ぐ観点から、意向（勤務時間帯や勤務地、両立支援制度の利用期間の希望等）を確認しているか。 ※具体的な実施方法（面談、書面、FAX、電子メール等）について記載すること。 ※意向聴取した文書がある場合は、写し等を提出すること。 【意向の配慮】 意向を確認したあとは、自社の状況に応じ、その意向に配慮しているか。
	2点	0点	0点			
	具体的な対応					

16 3歳に満たない子を養育する労働者に対する柔軟な働き方を実現するための措置等【育児・介護休業法第23条の3第5項及び第6項】

項目	回答欄			得点	点数	備考
個別周知・意向確認の実施状況	あり	なし	わからない			こどもが3歳になるまでの適切な時期に、労働者に対し、柔軟な働き方を実現するための措置の個別周知を実施しているか。また、制度の取得に関する意向確認を実施しているか。実施している場合、具体的な実施方法（面談、書面、FAX、電子メール等）について記載すること。 ※個別周知・意向確認した文書がある場合は、写し等を提出すること。
	2点	0点	0点			
	具体的な実施方法					
意向聴取・配慮	あり	なし	わからない			以下について、どのような対応を行ったかについて具体的に記載すること。 【個別の意向の聴取】 子や家庭の状況により、両立が困難となる場合もあるため、労働者の離職を防ぐ観点から、意向（勤務時間帯や勤務地、両立支援制度の利用期間の希望等）を確認しているか。 ※具体的な実施方法（面談、書面、FAX、電子メール等）について記載すること。 ※意向聴取した文書がある場合は、写し等を提出すること。 【意向の配慮】 意向を確認したあとは、自社の状況に応じ、その意向に配慮しているか。
	2点	0点	0点			
	具体的な対応					

17 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備【育児・介護休業法第22条第1項】

項目	回答欄			得点	点数	備考
実施状況	あり	なし	わからない			育児休業及び産後パパ育休の申出が円滑に行われるようにするため ① 雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施 ② 育児休業に関する相談体制の整備 ③ 雇用する労働者の育児休業取得事例の収集・提供(則第 71 条の2第1項) ④ 雇用する労働者に対する育児休業に関する制度及び育児休業取得促進に関する方針の周知(則第 71 条の2第2項) のいずれかを実施しているか。実施している場合、具体的な実施内容について記載すること。 ※実施内容を証明する書類をご提出ください。
	2点	0点	0点			
	具体的な実施内容					

Ⅱ 企業で独自に設けている結婚、妊娠・出産、子育てに関する制度等について

18 復職・再雇用制度

下欄の1～2の制度(具体例を提示しております。必ずしも一致している必要はなく、類似の制度でも構いません。)について、就業規則等への記載、又は配布物等による周知、もしくは実施実績のある制度の番号に○をつけてください。
※制度規定を証明できる就業規則や実績を証明できる書類等をご提出ください。

	制度名称	得点	具体例
1 4点	育児休業後復職制度		育児休業等の休業終了後、原職または原職相当の職への復職ができる制度
2 4点	再雇用制度		結婚、妊娠・出産、子育てに伴い退職した者が、再雇用を受けることができる制度(形態は問わない)

19 特別休暇制度

下欄の1～5の制度(具体例を提示しております。必ずしも一致している必要はなく、類似の制度でも構いません。)について、就業規則等への記載、又は配布物等による周知、もしくは実施実績のある制度の番号に○をつけてください。日数は問いません。【複数回答可】
※制度規定を証明できる就業規則や実績を証明できる書類等をご提出ください。

	制度名称	具体例
1	本人の結婚休暇 (ハネムーン休暇)	結婚または婚約後、新婚旅行等のために取得できる休暇
2	子の結婚休暇	子の結婚のために取得できる休暇
3	不妊治療休暇	不妊治療を受診するために取得できる休暇
4	配偶者分娩休暇	妻の出産前後に夫が取得できる休暇
5	育児目的休暇	子の学校行事等に参加するために取得できる休暇

その他、特別休暇制度に類する貴社(事業所)独自の制度がございましたら、自由記入欄に「制度名称」と「具体例」を記入してください。

制度名称	具体例

得点	備考
	項目一つにつき2点。(上限5項目) ※例えば、7つの項目に該当していても得点は10点になります。

20 経済的支援制度

下欄の1～9の制度(具体例を提示しております。必ずしも一致している必要はなく、類似の制度でも構いません。)について、就業規則等への記載、又は配布物等による周知、もしくは実施実績のある制度の番号に○をつけてください。日数は問いません。【複数回答可】

※制度規定を証明できる就業規則や実績を証明できる書類等をご提出ください。

	制度名称	具体例
1	結婚祝い金	結婚・婚約時の一時金の助成
2	不妊治療費助成金	不妊治療費の助成(雇用者自身または、配偶者も対象)
3	出産祝い金	こどもの出産に対する一時金の助成(出産一時金(社会保険等より支給)を除く)
4	育児支援金	子育てに関する一時金又は毎月の給付(児童手当等公的給付除く)
5	保育料助成	保育所や幼稚園などに子を預けている保護者に対する保育料の助成
6	子育て世帯の住宅手当の助成	子育て世帯に対する住宅手当の助成
7	子育て世帯の社宅等への優先入居	子育て世帯に対し、社宅等への優先入居や入居条件の緩和をすること
8	子の入学・卒業祝い金	子の入学・卒業に対する一時金の助成
9	貸付制度	子育て世帯に対する金銭の貸付

その他、経済的支援制度に類する貴社(事業所)独自の制度がございましたら、自由記入欄に「制度名称」と「具体例」を記入してください。

制度名称	具体例

得点	備考
	項目一つにつき2点。(上限5項目) ※例えば、7つの項目に該当していても得点は10点になります。

21 設備の設置

下欄の1～2の設備(具体例を提示しております。必ずしも一致している必要はなく、類似の設備でも構いません。)について、設置されている設備の番号に○をつけてください。【複数回答可】

※設置していることがわかる書類(写真など)をご提出ください。

	設備の名称	得点	具体例
1 4点	事業所内保育施設等の設置		事業所内への保育所や託児所・スペースの設置(隣接可) ※熊本市の認可がある場合は、4点加算。
2 4点	妊婦や子育て中の従業員へ配慮した設備の設置		従業員に対する授乳室等の設置等
その他、子育て等に配慮した設備(設備の名称と具体例をご記入ください)			
3 4点			

22 その他独自の取り組み

下欄の1～17の制度や事業(具体例を提示しております。必ずしも一致している必要はなく、類似の制度でも構いません。)について、就業規則等への記載、又は配布物等による周知をされている、もしくは実施実績のある制度等の番号に○をつけてください。【複数回答可】

※当該事実が確認できる根拠資料や書類、写真をご提出ください。

	制度名称	具体例
1	子育て等相談体制の整備	妊娠・出産・子育て等に関する相談員の配置や部署の設置
2	子育ての制度等に関するマニュアル等の作成	結婚～子育て期に関する各種制度の利用促進のための制度概要のマニュアルやQ&Aの作成
3	ワーク・ライフ・バランスに関する研修	ワーク・ライフ・バランスや子育て支援に関する職場内研修(新人研修や管理職研修)の実施や外部研修の受講
4	マタハラ、セクハラ、パワハラ等に関する職場内研修	マタハラやパワハラ、セクハラ等に関する職場内研修(新人研修や管理職研修)の実施や外部研修の受講
5	こども参観日などのイベント	従業員の子が会社見学をすることも参観日ほか、各種イベント
6	子育て中の主婦(夫)優先の雇用制度	子育て中の主婦(夫)を優先して雇用する制度(形態は問わない)
7	転勤の際の配慮	配偶者に転勤がある場合、近くの支店やグループ会社等に異動することができる制度
8	ノー残業デーの推進	ノー残業デー(残業しない日を設けること)の推進
9	時間単位の有給休暇制度の実施	時間単位の有給休暇制度 ※半日単位は法定内の制度であるため不可
10	育児休業等の制度についての周知	制度についての雇用者に対する周知
11	こども110番の家への参加	こども110番の家(こどもひなの家)を設置し、地域の子どもの安全対策を実施
12	地域のこどもを育む環境整備	通学路や公園など、地域の清掃活動等に積極的に参加、または、自主的に地域の清掃活動を実施
13	子育て団体等の活動に対する支援	子育てに関する活動を行う地域団体・サークルや個人等に対する金銭的・人的支援、または場所や物資の提供
14	子育て中などの方に対する割引制度	貴社(事業所)で商品等を購入した妊娠・子育て中の方に対する、商品や手数料の割引制度や特典などのサービスの提供
15	従業員に限らない妊婦・子育てへの配慮	妊娠・子育て中の方向けに授乳室、ベビーベッド等を設置、開放
16	こどもに関する寄付・基金	こどもに関する各種活動に対する寄付、または貴社における基金の設置
17	一般事業主行動計画の策定 (次世代育成支援対策推進法第12条)	(100人以下(小・中の規模)の企業のみ対象) 一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届出
18	不妊治療と仕事を両立する上での取り組み(経済的支援・休暇制度を除く)	柔軟な勤務を可能とする制度(勤務時間・場所等)、産業医面談機会等の提供、相談窓口の設置
19	多子・多胎を支援する取り組み	こどもが複数いる家庭への出産祝い金等の助成金の加算や、子育て休暇の日数の増加など(子の看護休暇は除く)

その他、貴社(事業所)独自の取り組みがございましたら、自由記入欄に「制度及び事業名称」と「具体例」を記入してください。

制度・事業名称	具体例

得点	備考
	項目一つにつき1点。(上限10項目) ※17番に該当の場合は8点加算 ※上限10点(17番に該当の場合は18点)

Ⅲ その他取得状況について

23 女性の育児休業取得状況

2024年4月1日から2026年3月31日までに子を出生した女性常用雇用者はいらっしゃいますか。またそのうち、2025年度中に育児休業及び出生時育児休業を取得した女性常用雇用者はいらっしゃいますか。
それぞれ、「1. いる」の場合、人数についてもご回答ください。(休業の日数は問いません。また、2025年度中に出生したものの、2026年4月1日現在、産後休暇等により休暇中の者を除きます。)

子を出生した女性常用雇用者	いる () 人 わからない	得点	備考
そのうち育児休業を取得した女性常用雇用者	いる () 人 わからない		取得率に応じて傾斜配点(100%:5点 ~75%:4点 ~50%:3点 ~25%:2点 0%超:1点) ※対象者がいない場合は2点

24 男性の育児休業取得状況

2024年4月1日～2026年3月31日に配偶者が子を出生した男性常用雇用者はいらっしゃいますか。またそのうち、2025年度中に育児休業及び出生時育児休業を取得した男性常用雇用者はいらっしゃいますか。
それぞれ、「1. いる」の場合、人数についてもご回答ください。(休業の日数は問いません。)

配偶者が子を出生した男性常用雇用者	いる () 人 わからない	得点	備考
そのうち育児休業を取得した男性常用雇用者	いる () 人 わからない		取得率に応じて傾斜配点(~13%:5点 ~2%:3点 ~1%:2点 0%超:1点)

25 育児休業取得後の継続就労状況

2025年度中に育児休業を取得した貴社(事業所)の女性の常用雇用者はいらっしゃいますか。また、そのうち2026年4月1日現在、継続して就労している女性の常用雇用者はいらっしゃいますか。
いらっしゃる場合は、人数についてもご回答ください(就労形態は出生前と同等以上の職であることが条件です。また、継続して休業中の者も含みます)。

育児休業を取得した女性常用雇用者の人数	いる () 人 わからない	得点	備考
そのうち、就労継続の女性常用雇用者の数	いる () 人 わからない		取得率に応じて傾斜配点(100%:5点 ~75%:4点 ~50%:3点 ~25%:2点 0%超:1点)

1から25までの合計得点

I 得点	II 得点	III 得点	合計 得点
0	0	0	0

※ 審査において、確認ができない場合には減点となる場合があります。

認定に係る最低点数	
小企業(従業員10～ 29名)	99点
中企業(従業員30～100名)	101点
大企業(従業員101名以上)	112点

※ 過去の実績から勘案して設定しています。